

骨子における「重点課題」及び「四つの視点」関連項目 (歯科診療報酬関係) 修正部分見え消し版

<内容>

1. 重点課題

周術期における口腔機能の管理等、チーム医療の推進	2
在宅歯科医療の推進	8

2. 四つの視点

生活の質に配慮した歯科医療の充実	12
患者の視点に立った歯科医療の充実	20
歯科固有の技術の評価の見直し	23
新規医療技術の保険導入等(歯科)	28
先進医療の保険導入(歯科)	31
画像診断に係る評価の新設	33

歯科固有の技術の評価の見直し

骨子【I-7-(2)】

骨子【I-7-(3)】

第1 基本的な考え方

1. 歯周病とともに歯の喪失リスクであるう蝕に罹患した歯の修復治療や歯内治療等、歯の保存に資する技術の評価するとともに、歯を喪失した際に早期に口腔機能の維持・回復が図られ、生活の質の向上に資する技術等についても併せて評価する。
2. 臨床の実態と歯科診療報酬点数表の位置づけが必ずしも合致していない項目については診療報酬上の位置づけを見直すとともに、歯科治療上必要な処置等については学会等からの要望も踏まえて診療報酬上に位置づける。

第2 具体的な内容

1. 歯の修復に資する技術や歯を喪失した際に早期に口腔機能の維持・回復が図られ、生活の質の向上に資する技術について評価の見直しを行う。

(1) 歯の修復治療に関する技術の評価の見直し

現 行	改定案
【初期う蝕小窩裂溝填塞処置】 120 点	【初期う蝕早期充填処置】 <u>〇点（改）</u>
【歯冠修復物又は補綴物の除去】 （1 歯につき）	【歯冠修復物又は補綴物の除去】 （1 歯につき）
1 簡単 15 点	1 簡単 <u>〇点（改）</u>
2 困難 30 点	2 困難 <u>〇点（改）</u>
3 根管内ポストを有する鑄造体	3 根管内ポストを有する鑄造体

50 点	<u>0点 (改)</u>
<p>【歯冠形成】（1 歯につき）</p> <p>（例）</p> <p>1 生活歯歯冠形成</p> <p>イ 鑄造冠 300 点</p> <p>2 失活歯歯冠形成</p> <p>イ 鑄造冠 160 点</p> <p>3 窩洞形成</p> <p>イ 単純なもの 54 点</p> <p>ロ 複雑なもの 80 点</p> <p>【う蝕歯即時充填形成】（1 歯につき）</p> <p style="text-align: right;">120 点</p> <p>【鑄造歯冠修復】（1 個につき）</p> <p>（例）</p> <p>2 全部鑄造冠 445 点</p> <p>【咬合採得】</p> <p>1 歯冠修復（1 個につき）</p> <p style="text-align: right;">14 点</p>	<p>【歯冠形成】（1 歯につき）</p> <p>（例）</p> <p>1 生活歯歯冠形成</p> <p>イ <u>金属冠</u> <u>0点 (改)</u></p> <p>2 失活歯歯冠形成</p> <p>イ <u>金属冠</u> <u>0点 (改)</u></p> <p>3 窩洞形成</p> <p>イ 単純なもの <u>0点 (改)</u></p> <p>ロ 複雑なもの <u>0点 (改)</u></p> <p>【う蝕歯即時充填形成】（1 歯につき）</p> <p style="text-align: right;"><u>0点 (改)</u></p> <p>【金属歯冠修復】（1 個につき）</p> <p>（例）</p> <p>2 <u>全部金属冠</u> <u>0点 (改)</u></p> <p>【咬合採得】</p> <p>1 歯冠修復（1 個につき）</p> <p style="text-align: right;"><u>0点 (改)</u></p>

(2) 早期に口腔機能の維持・回復が図られる補綴治療に関する技術の評価の見直し

現 行	改定案
<p>【支台築造印象】（1 個につき）</p> <p style="text-align: right;">20 点</p> <p>【印象採得】</p>	<p>【支台築造印象】（1 個につき）</p> <p style="text-align: right;"><u>0点 (改)</u></p> <p>【印象採得】</p>

<p>1 歯冠修復（1個につき）</p> <p> □ 連合印象 60点</p> <p>2 欠損補綴（1装置につき）</p> <p> □ 連合印象 225点</p> <p> ハ 特殊印象 265点</p> <p> ニ ワンピースキャストブリッジ</p> <p> (1) 支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が5歯以下の 場合 275点</p> <p> (2) 支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が6歯以上の 場合 326点</p> <p> 【ポンティック（ダミー）】</p> <p> （1歯につき） 428点</p> <p> 【有床義歯】</p> <p> (例)</p> <p> 2 総義歯（1顎につき）</p> <p> 2,060点</p> <p> 【鑄造鉤】</p> <p> (例)</p> <p> 1 双歯鉤 224点</p> <p> 【フック、スパー】（1個につき）</p> <p> 96点</p> <p> 【バー】（1個につき）</p>	<p>1 歯冠修復（1個につき）</p> <p> □ 連合印象 <u>○点（改）</u></p> <p>2 欠損補綴（1装置につき）</p> <p> □ 連合印象 <u>○点（改）</u></p> <p> ハ 特殊印象 <u>○点（改）</u></p> <p> ニ ワンピースキャストブリッジ</p> <p> (1) 支台歯とポンティックの数の 合計が5歯以下の場合</p> <p> <u>○点（改）</u></p> <p> (2) 支台歯とポンティックの数の 合計が6歯以上の場合</p> <p> <u>○点（改）</u></p> <p> 【ポンティック】</p> <p> （1歯につき） <u>○点（改）</u></p> <p> 【有床義歯】</p> <p> (例)</p> <p> 2 総義歯（1顎につき）</p> <p> <u>○点（改）</u></p> <p> 【鑄造鉤】</p> <p> (例)</p> <p> 1 双子鉤 <u>○点（改）</u></p> <p> 【フック、スパー】（1個につき）</p> <p> <u>○点（改）</u></p> <p> <u>注 保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。（新）</u></p> <p> 【バー】（1個につき）</p>
--	---

<p>(例)</p> <p>1 鑄造バー 430 点</p> <p>【有床義歯修理】(1床につき) 220 点</p> <p>注3 歯科技工加算 20 点</p> <p>【有床義歯内面適合法】</p> <p>(例)</p> <p>2 総義歯(1顎につき) 750点</p>	<p>(例)</p> <p>1 鑄造バー <u>〇点(改)</u></p> <p>【有床義歯修理】(1床につき) <u>〇点(改)</u></p> <p>注3 歯科技工加算 <u>〇点(改)</u></p> <p>【有床義歯内面適合法】</p> <p>(例)</p> <p>2 総義歯(1顎につき) <u>〇点(改)</u></p>
--	--

(3) その他の技術の評価の見直し

臨床の実態と歯科診療報酬点数表の位置づけが必ずしも合致していない項目については診療報酬上の位置づけを見直すとともに、歯科治療上必要な処置等については、学会等からの要望も踏まえて診療報酬点数表上に位置づける。

① 機械的歯面清掃加算の位置づけの見直し

歯科疾患管理料及び歯科疾患在宅療養管理料の加算である機械的歯面清掃加算については、その位置付けの見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【機械的歯面清掃加算(歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料の加算)】 60 点</p> <p>注 当該患者の療養を主として担う歯科医師(以下「主治の歯科医師」という。)又はその指示を受けた歯科衛生士が、歯周疾患に罹患している患者であって歯科疾患の管理を</p>	<p>【<u>機械的歯面清掃処置</u>】 <u>60 点(新)</u></p> <p>注 <u>歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定した患者であって当該患者の療養を主として担う歯科医師(以下「主治の歯科医師」という。)又はその指示を受けた歯</u></p>

<p>行っているもの（訪問歯科衛生指導料を算定しているもの又は歯科矯正管理料を算定しているものを除く。）に対して機械的歯面清掃を行った場合は、月1回に限り所定点数に60点を加算する。ただし、歯周病安定期治療を算定した日又は当該加算を算定した翌月は、算定しない。</p>	<p>科衛生士が、歯周疾患に罹患している患者であって歯科疾患の管理を行っているもの（訪問歯科衛生指導料を算定しているもの又は歯科矯正管理料を算定しているものを除く。）に対して機械的歯面清掃を行った場合は、月1回に限り算定できる。ただし、歯周病安定期治療を算定した日又は当該管理料処置を算定した翌月は算定しない。（新）</p>
--	--

② 摂食機能の回復を目的とするもの（舌接触補助床）の位置づけの見直し

通知上、床副子の「著しく困難なもの」の1つに位置づけられている舌接触補助床を新たな項目として位置づける。

③ その他の処置項目

歯科治療上必要な処置について、診療報酬の歯科点数表に位置付けるとともに、一部の加算等の診療報酬の項目の見直しを行う。

（新） 上顎洞洗淨 ○点

[算定要件]

・ 歯科疾患を原因として発生した上顎洞の炎症等に対して、歯科治療上必要があつて洗淨を行った場合に算定する。